

## 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員兼業規程

〔平成16年 4月 1日〕  
規程第31号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）に所属する職員の兼業に関する事項は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

#### (適用範囲)

第2条 この規程は、職員就業規則第2条第1項及び機関の長就業規則第2条に定める職員に適用する。

#### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 兼業 職員が、職員としての身分を保有したまま、機構において定められた勤務場所以外で、定められた勤務時間外に、定められた職務以外の業務を行うこと。ただし、職員任免規程第12条に定める機構外併任における併任先で、機構との協議に基づかない場合又は報酬を受ける場合も含む。
- 二 営利企業等 商法上の商行為を営業としてなすもの及びいわゆる特殊会社のうち商法に規定する株式会社の形態をとるもの。

#### (兼業の原則)

第4条 職員は、原則として機構の職務以外に、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする事業を営むことを目的とする会社その他の団体（以下「営利企業等」という。）の役員、顧問若しくは評議員の職に雇用され、又は自ら事業を営んではならない。ただし、機構長は、職員から兼業の許可の申請があった場合には第5条の基準等に照らし、許可することができる。

2 職員は、兼業を行う場合には、国大法に定める大学共同利用機関法人の使命とその業務の公共性を自覚し、職員就業規則第3章各条の規定を遵守するものとする。

#### (兼業の許可の基準)

第5条 兼業は、前条の原則に従い、次項以下に定める許可の基準の範囲内において行うものとする。

- 2 兼業により機構の職務遂行上その能率に悪影響を与えることがないと認められる場合
- 3 兼業することが、機構の職員としての信用を傷つけ、又は機構全体の不名誉となるおそれがないと認められる場合

4 営利企業等における兼業で、次の各号に定める特別な場合

- 一 当該職員の占めている職と当該営利企業等との間に特別な利害関係（物品購入契約等の契約関係、検査等の監督関係又は許可等の権限関係をいう。）又はその発生のおそれがなく、かつ、営利企業等に従事しても職務の遂行に支障がないと認める場合
  - 二 大学等技術移転促進法に基づく技術移転機関（TLO）の取締役などで、勤務時間外で、職務の遂行に支障がないと認められる場合、兼業先との間に、許認可、物品購入等の法令上の権限に係る関係等、特別な利害関係がない場合（報酬の額は、社会通念上合理的な範囲に限られること）
  - 三 当該研究教育職員の研究成果（論文や学会発表などによるものも含まれる。）を活用して事業化を行う企業の取締役などで、当該研究教育職員の占めている職と当該営利企業等との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがない場合、職務の遂行に支障がない場合及び職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じない場合
  - 四 株式会社や有限会社の監査役で、当該職員の占めている職と当該営利企業等との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがない場合、職務の遂行に支障がない場合及び職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じない場合
  - 五 経営アドバイザーで、恒常的に取締役会に出席し経営に参画するなど取締役と同様の職務を行う場合でなく、勤務時間外で、職務の遂行に支障がないと認められる場合、並びに兼業先との間に、許認可、物品購入等の法令上の権限に係る関係等、特別な利害関係がない場合（報酬の額は、社会通念上合理的な範囲に限られること）
- 5 営利企業等以外の兼業において、職員が、報酬を得て、営利企業等以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行う場合
- 6 特に研究教育職員が、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合で次の各号に定める特別な場合
- 一 兼業先の職務内容が研究教育職員の学術研究の成果を社会に還元するものであるとともに教育・研究活動の活性化にも資するものであると認められる場合
  - 二 研究教育職員が、当該兼業先の職務に従事するために必要な知見を有している場合
  - 三 研究教育職員自らの創出による研究成果と密接に関係していると認められる場合等、当該兼業先の職務内容を他の者が行うことが困難である場合

（兼業の手続き）

第6条 職員は、兼業を行おうとする場合は、機構長に対し、事前に関係書類等をもって申請するものとする。

2 機構長は、職員から兼業の申請があった場合、第4条に定める兼業の原則及び第5条に定める兼業の許可の基準に適合するかを審議し、適合する場合は許可を与えるものとする。

3 兼業の手続きに関して必要なその他の事項については、各機関において定めるものとする。

（許可のない兼業）

第7条 機構長は、職員が許可なく兼業を行った場合又は許可された内容と異なる兼業を行った場合は、懲戒処分を行う。

2 許可のない兼業にともなう職員の懲戒処分に関する事項については、別に定める「職員懲戒規程」による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。